

## 令和6年度の医療保険料・介護保険料・後期高齢者支援金分保険料が決定

## 令和6年度中建国保保険料

## 1. 医療保険料（月額）

## ① 本人保険料

第1種組合員（30歳以上の個人事業主）	24,900円	（500円引き上げ）
第2種組合員（30歳以上で1種及び3種以外の者）	21,300円	（500円引き上げ）
第3種組合員（30歳以上で個人事業主の雇用証明が受けられる者）	17,500円	（500円引き上げ）
第4種組合員（25歳以上30歳未満）	11,800円	（300円引き上げ）
第5種組合員（20歳以上25歳未満）	9,300円	（300円引き上げ）
第6種組合員（20歳未満）	6,800円	（300円引き上げ）
法人第1種組合員（30歳以上の法人事業主）	26,400円	（500円引き上げ）
法人第3種組合員（30歳以上で法人事業主の雇用証明が受けられる者）	18,000円	（500円引き上げ）

## ② 家族保険料

就学前家族（3歳以上6歳未満）	2,200円	（据え置き）
若年家族（6歳以上23歳未満）	3,000円	（据え置き）
成人家族（23歳以上70歳未満）	3,700円	（200円引き上げ）
高齢家族（70歳以上75歳未満）	3,100円	（据え置き）

※3歳以上75歳未満の5人まで徴収（優先順位は、成人＞高齢＞若年＞就学前）、6人目から不要。

## 2. 後期高齢者支援金分保険料（月額）

## ① 本人保険料

第1種組合員（30歳以上の個人事業主）	6,300円	（500円引き上げ）
第2種組合員（30歳以上で1種及び3種以外の者）	5,400円	（400円引き上げ）
第3種組合員（30歳以上で個人事業主の雇用証明が受けられる者）	4,600円	（300円引き上げ）
第4種組合員（25歳以上30歳未満）	3,100円	（200円引き上げ）
第5種組合員（20歳以上25歳未満）	2,900円	（200円引き上げ）
第6種組合員（20歳未満）	2,800円	（200円引き上げ）
法人第1種組合員（30歳以上の法人事業主）	6,600円	（500円引き上げ）
法人第3種組合員（30歳以上で法人事業主の雇用証明が受けられる者）	4,800円	（300円引き上げ）

## ② 家族保険料

就学前家族（3歳以上6歳未満）	1,400円	（据え置き）
若年家族（6歳以上23歳未満）	1,900円	（据え置き）
成人家族（23歳以上70歳未満）	2,100円	（100円引き上げ）
高齢家族（70歳以上75歳未満）	1,900円	（据え置き）

※3歳以上75歳未満の5人まで徴収（優先順位は、成人＞高齢＞若年＞就学前）、6人目から不要。

## 3. 介護保険料（月額） ※40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

## ① 本人保険料

第1種組合員	4,800円	（500円引き上げ）
第2種組合員	4,200円	（500円引き上げ）
第3種組合員	3,600円	（500円引き上げ）
法人第1種組合員	4,900円	（500円引き上げ）
法人第3種組合員	3,700円	（500円引き上げ）

## ② 家族保険料

40歳以上65歳未満の家族1人につき	2,800円	（300円引き上げ）
--------------------	--------	------------

## 4. 徴収保険料額（月額）

医療保険料 + 後期高齢者支援金分保険料 + 介護保険料 = 合計保険料

★償還払いは、70歳未満の組合員を対象に17,500円を超えた分が支給となります。

※70歳以上の組合員の償還金はありません。